

令和8年度 輝翔学園つくば市立谷田部中学校



～ 感動・夢・挑戦 ～

いじめ問題に関する指導方針

2026年 4月

生徒指導部
令和8年度版

いじめに関する共通理解事項

いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、本校は学校全体でその防止と対応にあたる。

いじめ防止対策推進法第二条第1項

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

つくば市いじめ防止基本方針（令和2年改訂版）

いじめ行為の形態、仕方、程度の違いにかかわらず、いじめを受けている児童生徒が、心理的であれ、精神的であれ、肉体的であれ、「いやだ!」「つらい!」「苦しい!」「すぐにやめてほしい!」と感じている言動や態度や行いは全て「いじめ」ということになる。

「いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩」



認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案をどれだけ解決したかが重要である。

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・いじめ問題には、必ず組織で対応する。
- ・いじめは自分の目だけでは十分に発見できないという認識に立ち、子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
- ・担当する学級、授業、部活動などを常にオープンにし、多くの教職員や保護者の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、暴行・傷害・脅迫・恐喝・侮辱・名誉棄損などの犯罪として対応する場合もある。

1 いじめを生まないための取り組み

(1) 学級経営の充実

- ① 教師が生徒に対して受容的かつ共感的な態度を示すことで、生徒一人ひとりのよさを発信させ、互いを認め合う学級をつくる。
- ② 生徒の自発的・自治的な活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ③ 互いの多様性を認め、自己肯定感や自己有用感を育む集団を形成する。

(2) 授業中における生徒指導の充実

生徒の自己存在感を尊重し、共感的人間関係を育みながら、授業活動と生活指導を一体化させた教育を行う。個性が認められ、安全・安心な居場所づくりに配慮した上で、自己決定の場を提供し、学習や生活の両面で生徒の主体性を伸ばす。さらに、「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒同士の学び合いを保障し、授業と生徒指導を連動させた包括的な成長を促す。



「授業で学ぶ力」と「生活・人間関係で生かす力」を同時に伸ばすことで、生徒は自己肯定感・主体性・共感力をバランスよく育むことができる」

(3) 道徳教育において

- ① 指導計画にいじめを題材として位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、生徒の人権意識の高揚を図る。
- ② 教員が生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築きながら、授業を通して生徒が自主的に判断・行動し、自己を積極的に発揮できるように指導する。
- ③ 生徒の悩みや心の揺れ、葛藤などを生きる課題として取り上げ、自己の生き方を深く考えさせることで、人間としての自覚を育み、生徒の道徳的実践につながる力を培う。

(4) 学級活動において

- ① 生徒が自発的・自治的な活動を通して、いじめの未然防止や解決の方法について考え、よりよい集団活動の進め方や実践的態度を身につけるとともに、自分たちの力で集団を円滑に運営する力を学ぶ。
- ② 構成的グループ活動やエンカウンターなどの社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを理解する力や自分の気持ちを適切に伝える力）を訓練したりすることで、よりよい人間関係を築き、個性や能力を生かし互いの人格を尊重して生きることの大切さを学ぶ。

(5) 学校行事において

- ① 生徒が主体となって行事を企画・運営し、達成感や感動を味わうとともに、人間関係の深化を図る。
 - ・ 体育祭や輝翔祭などの企画・運営
 - ・ 地域交流イベントやボランティア活動を企画し、学校外との協働経験を積むことで社会性や公共心を育む。
- ② 生徒会活動において生徒自らがいじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。
 - ・ 生徒会主体の「思いやり宣言」やフォーラムの企画・運営や人権フォーラム等
 - ・ リーダー研修会を通して、いじめ問題への理解を深め、対応力を高める。
 - ・ ピアサポート活動（先輩・友達による相談や支援の仕組みづくり）や、「異学年交流イベント」など、日常的に思いやりを表現する取り組みを追加。

(6) 家庭や地域との連携

- ① 学校運営協議会等を活用し、学校・家庭・地域社会との連携・協働を深めるとともに、評価や改善事項を共有し、積極的にいじめ予防・防止の手立てを講じる。
- ② 「学校を核とした地域づくり」を目指し、各種講演会や学校公開を計画的に実施し、地域全体で見守り・育てる環境を整えることで、いじめの早期発見や予防に努める。また保護者・地域住民向けに学校だよりや生徒指導通信での啓発情報発信を行い、意識の浸透と協力体制を強化する。

以上の取り組みを通して、生徒の自己肯定感や共感力を育み、互いを尊重し合う風土の醸成を図るとともに、いじめを生まない学校文化の形成を目指す。

2 早期発見のための取り組み

「複数の教員の目による日常の交流を通じた発見」

多くの教師が様々な教育活動を通して、生徒に関わることにより発見の機会を多くする。

① 計画的な見守りの実施



- ・授業中、休み時間、放課後にわたり、生徒を計画的に見守る。
- ・生徒同士による「見守り活動（案）」を導入し、生徒自身が気づいた小さな変化を共有できる仕組みを作る

② 専門職との連携



- ・SC、SSW、学校生活相談員の積極的な関与を活用する。
- ・学校生活相談員から得た情報を生徒指導部で共有する。
- ・連絡簿を通じて、複数の相談員と生徒指導主事が情報を共有できる体制を整える。
- ・SC、SSWによる定期的なケースカンファレンスを開催し、早期対応と一貫した支援を可能にする。

③ アンケート・調査の活用



- ・「学校生活アンケート」（いじめ実態調査）を毎月実施する。
- ・集計・分析は生徒指導主事を中心に学年生徒指導担当職員で行い、記述内容の分析にはSC等の専門家の助言を得る。
- ・文部科学省「いじめのサイン発見シート」を周知・活用する。
- ・アンケート結果を学級・委員会で共有し、生徒自身が改善策を考える学級会やフォーラムを設ける。

④ 教育相談による把握



- ・担任による定期面談を実施する。
- ・生徒の希望や必要性に応じ、担任以外（教育相談担当、養護教諭、SC、SSW、相談員等）も相談できる体制を周知し、教育相談担当が面談体制を整える。
- ・オンライン面談や匿名相談、24時間相談、オンラインSC予約の導入で、相談しやすい環境を拡充する。



⑤ 専門的助言の活用と情報連携

- ・面談方法や面接結果について、SC等の専門的立場から助言を得る。
- ・保護者とのSC面談が多く行われる場合は、担任が必要性を学校長に報告し、面談を調整する。
- ・ネグレクト等により生徒の心が荒廃し、いじめに発展する可能性があるため、SC・SSWとの情報交換を密に行う。
- ・危機的な状況が疑われる生徒には早期支援プラン（案）を作成し、関係者間で共有する。



⑥ 保護者・地域との連携

- ・学校のいじめ対応方針や取り組みを保護者・地域に発信し、いじめの早期発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は誠意をもって対応し、早期かつ確実な解決のため、できるだけ詳細な情報を得る。
- ・保護者へ啓発情報や講座などの案内を随時発信し、地域全体で子どもを支える仕組みを強化する。

この取り組みについては、生徒一人ひとりの尊厳と安全を最優先に、全教職員が共通理解のもと、日常的な見守りと情報共有を基盤として、関係職員、専門職、保護者および地域と連携しながら、組織的かつ継続的に実施するものとする。

3 問題への対応

いじめ発見から解決までの取り組み

以下の手順に沿って、事実の把握と公平な判断に基づく対応を行い、関係するすべての生徒の心理的安全と尊厳の保持に十分配慮するものとする。

対応表

流れ	対応
1 いじめの情報の把握・いじめの発見	発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→管理職（校長・教頭）
2 いじめ対策委員会	○事実確認と再発防止策の検討・実施 学校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭・部活動顧問・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等（事案に応じて柔軟に編成する。）
3 対応方針決定・役割分担等	(1) 情報の整理 いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴、対応方針 (2) 緊急度の確認 ①自殺のおそれはないか。 ②不登校につながるおそれはないか。 ③報復など暴行のおそれはないか。 ※状況確認や指導の際には 事実の把握と公平な対応に留意し、関係する生徒・保護者および周囲の生徒等に対しても心理的安全や尊厳に配慮する。
4 事実の究明	(1) 状況確認の順序 被害生徒 → 周囲の生徒 → 加害生徒の 順で確認を行う。 (2) 確認時の配慮 いじめられている生徒や周囲の生徒への確認は、場所や時間帯に配慮する。 (3) 安心して話せる環境の確保 話を聞く人や場所を工夫し、安心して話せる環境を整える。 (4) 複数教員での確認 関係者の話に齟齬がないか、複数の教員で確認しながら状況を把握する。基本的には30分程度で一度集まり、確認を行う。 (5) 情報提供者の保護 情報提供者の秘密を厳守し、報復等が起こらないよう十分に注意する。 (6) 確認後の対応 状況確認終了後は、当該生徒を自宅に送り届け、必要に応じて家庭訪問を行い、保護者に説明する。
5 関係機関との連携	(1) 市教育局・教育相談センター報告と対応方針の相談 (2) 警察暴行障害・恐喝等の事件 発生の場合 (3) 医療機関 被害者の心身の外傷 (4) P T A 本部役員への報告・相談

各対応表

<p>被害者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎共感的に事実を丁寧に聞き取りいかなる理由があっても被害生徒の味方であるという姿勢を明確にして対応する。 ○いじめている側の生徒との今後の関わり方など、具体的な行動の在り方を示しながら指導を行う。 ○経過を継続的に見守ることを伝えるとともに、定期的な面談等を通して不安や悩みの軽減・解消に努める。 ×「君にも原因がある」「がんばれ」など、被害生徒の心情を傷つける可能性のある指導や安易な励ましは行わない。
<p>加害者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎いじめを行った背景や要因を丁寧に理解しつつも、行為そのものに対しては毅然とした態度で指導し自己の行動を振り返らせ内省を促す。 ○被害者の苦しさや心情に気づかせるとともに、責任転嫁を許さず、自らが加害者であるという事実を正しく受け止めさせる。 ○面談や教職員との継続的な関わりを通して、改善や成長の様子を認め、望ましい行動を評価しながら再発防止につなげる。 ○必要に応じて、行動目標や約束事を明確にし、段階的な指導・支援計画を立てて、本人の成長を継続的に支える。
<p>他生徒への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎いじめは、学級や学年など集団全体の課題と捉え、教師が生徒とともに本気で向き合い、解決に取り組む姿勢を明確に示す。 ○いじめの事実を伝えることは、辛い立場にある人を守り、人権や命を守るための正しい行動であることを丁寧に伝える。 ○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者についても、問題に関わる一員であることを自覚させるとともに、被害者の立場や心情を考えさせる。 ○学級活動や道徳の時間等を活用し、「傍観しない行動」や「声を上げる勇気」について話し合い集団としての望ましい在り方を確認する。
<p>保護者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問を行い、事実を正確かつ丁寧に説明するとともに、学校として生徒を徹底して守り、継続的に支援していく姿勢を明確に伝え、今後の対応方針を具体的に説明する。 ○いじめの全体像が把握できるまで、相手側の保護者への直接的な連絡は控えていただくよう依頼し混乱や二次的被害の防止に努める。 ○学校長を含む関係職員による組織的な協議と十分な検討を行った上で、相手側への連絡や対応を進める。 ○保護者の不安や疑問に丁寧に耳を傾け、今後の連絡方法や相談窓口を明確にすることで、継続的な信頼関係の構築を図る。
<p>メディアへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎管理職を窓口とした一本化した体制で行い、教職員や生徒が個別に対応することのないよう徹底する。 ○事実関係が十分に確認されていない段階での情報発信は控え、正確性と公平性、人権への配慮を最優先とした説明を行う。 ○被害生徒および関係生徒の個人が特定される恐れのある情報は一切公表せず、二次被害や風評被害の防止に最大限配慮する。 ○報道内容が生徒や保護者に不安や混乱を与える可能性がある場合は、事前または速やかに校内および保護者へ状況説明を行う。 ○SNS等で不確かな情報が拡散した場合には、必要に応じて公式な見解を文書で発信し、冷静かつ適切な情報提供に努める。

4 いじめ対策組織と年間計画

(1) いじめ対策委員会の実施

- ・ いじめ対策委員会は、月1回、生徒指導部会に位置付けて定期的に開催する。
- ・ 委員会は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援Co.、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをもって構成する。
- ・ 学年主任会（週1回）や学年会での協議内容を踏まえ、いじめの実態把握、指導・支援の状況および今後の取組について組織的に協議する。
- ・ 緊急の対応が必要な場合には、臨時に委員会を開催し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ・ 協議内容や対応方針については記録を残し、継続的な見直しと再発防止に生かす。
- ・ 必要に応じて関係教職員を招集し、ケースに応じた柔軟な対応ができる体制を整える。

(2) いじめ対策担当の設置と業務

- ・ いじめ問題解消支援を担う教員をいじめ対策担当として配置し、学校経営の視点を踏まえながら、組織的・計画的にいじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策に関する全体計画や対応マニュアルを立案・整備し、必要に応じて見直しを行う。
- ・ いじめ対策委員会の運営、協議結果の整理を行い全教職員への周知と共通理解を図る。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を計画的に実施し、教職員の意識向上を図るとともに、見識と対応の共通理解を深める。
- ・ 個々の事例に関して、関係教職員への相談・助言を行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活相談員、外部機関との連絡調整役を担う。
- ・ いじめ対応に関わる記録の集積・管理および確実な引継ぎを行い、継続的な支援につなげる。
- ・ 必要に応じて学園内での情報交換を行い、切れ目のない生徒支援を図る。
- ・ 定期的に校内のいじめ対応状況を振り返り改善点を整理して次年度の取組に反映する。
- ・ 若手教職員を対象としたケース検討型研修を実施し、実践的な対応力の向上を図る。

これらの取組を通して、学校全体でいじめ対応の共通理解と連携体制を強化し、組織的かつ継続的ないじめ防止・早期対応を推進する。

いじめ対策年間指導計画【教職員の取り組み】

月	対策委員会	校内研修	教育相談
4	<ul style="list-style-type: none"> ○全体計画の検討 ○前年度からの引継ぎ事案の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめにする共通理解（第1回生徒指導研修を兼ねる） ○いじめ防止基本方針対応マニュアルの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○二者面談 ○学校生活アンケート実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 ○新年度の人間関係状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳授業研究 ○第2回生徒指導研修 ○初期対応、聞き取りの在り方研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○担任による気になる生徒への面談 ○学校生活アンケート実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 ○アンケート結果の分析と対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動を通しての助け合う集団の育成 ○事例検討研修（初期対応・二次被害防止） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルスキルトレーニングの実施 ○学校生活アンケート実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 ○4月からの取組の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ○面談について ○SNSトラブル・ネットいじめ研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○二・三者面談 ○個別支援が必要な生徒への面談 ○学校生活アンケート実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季研修（専門家による講話等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続支援の情報整理 ○アンケートの分析
9	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 ○夏季休業明けの状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○面談について ○傍観者指導・集団への働きかけ研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 ○アンケート結果を踏まえた協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○ケース研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○SC等との連携 ○学校生活アンケート実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 ○いじめ防止月間の取組確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育・命の大切さに関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談 ○学校生活アンケート実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 ○1年間の総括と課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○重大事態対応の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○長期休業前の面談 ○学校生活アンケート実施

月	対策委員会	校内研修	教育相談
1	○いじめ対策委員会 ○冬季休業明けの状況確認	○再発防止・継続支援研修	○三者面談 ○個別ケースのフォロー ○学校生活アンケート実施
2	○いじめ対策委員会 ○次年度への課題整理	○引継ぎに向けた対応研修	○二者面談 ○学校生活アンケート実施
3	○いじめ対策委員会 ○年間の取組の総 ○次年度計画の検討	○評価と次年度への検討 ○次年度への共通理解	○教育相談のまとめ ○引継ぎ資料の作成・共有 ○学校生活アンケート実施

いじめ対策年間指導計画【生徒の取り組み】

月	学級活動	生徒会活動
4	○学級づくり(安心・安全な人間関係づくり) ○いじめを許さない学級の約束づくり	○委員会組織編成 ○今年度スローガン実現の企画立案 ○いじめ防止への取組方針の確認
5	○学級目標の見直しと人間関係づくり活動	○いじめ撲滅フォーラム実施 ○委員会での課題共有
6	○いじめをテーマにした話し合い活動 ○傍観者にならない態度の育成	○いじめ防止週間の企画・準備
7	○4月からの振り返りと人間関係の点検	○いじめ防止啓発活動(掲示・集会等)
8	○一人一台端末を活用した夏休みの過ごし方 指導	○リーダー研修会
9	○夏季休養明け学級再構築 ○思いやりや協力を深める活動	○フォーラム・集会等の企画
10	○人権をテーマにした学級活動	○人権週間への取組(標語・発表等)

月	学級活動	生徒会活動
11	○自他の違いを認め合う話し合い活動（輝翔祭を通して）	○全校集会での提案・呼びかけ（人権等）
12	○夏休みからの振り返りと安心確認	○いじめ防止宣言の再確認
1	○新年の人間関係づくり活動	○次年度に向けた取組の検討
2	○1年間の学級の成長を振り返る	○活動の成果と課題の整理
3	○学級のまとめと引継ぎ	○次年度への提言・引継ぎ

この計画は、生徒の実態や学校の状況に応じて、その都度柔軟に適切に見直し・改善しながら実施するものとする。

参考資料

本指導方針は、年度ごとに取組の実施状況を検証し、課題や改善点を整理した上で、必要な見直しおよび更新を行っています。

いじめ問題に関する施策	文部科学省	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて	文部科学省	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00016.htm
こども家庭庁におけるいじめ防止対策	こども家庭庁	https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi
茨城県いじめの根絶を目指す条例	茨城県教育委員会	https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/ijime/ijime-konzetsu/
茨城県いじめ防止基本方針	茨城県教育委員会	https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/ijime/ijime-boshi/
いじめの重大事態対応マニュアル	茨城県教育委員会	https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2023/02/jyudaijitaiM.pdf
家庭用いじめ発見チェックリスト	茨城県教育委員会	https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/ijime/checklist/
いじめ防止基本方針	つくば市教育局	https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoikukyokumanabisuishinka/gyomuannai/2/15608.html

いじめ問題に関する指導方針に関するお問い合わせ

連絡先

学校名	輝翔学園つくば市立谷田部中学校
-----	-----------------

担当者	生徒指導部
-----	-------

メール	yaj01@tkb.ed.jp
-----	-----------------

電話番号	029-836-0008
------	--------------

ウェブサイト	https://www.tsukuba-school.jp/yaj/
--------	---

所在地	〒305-0861 茨城県つくば市谷田部6100
-----	--------------------------

本指針に基づき、全教職員がいじめ防止に対する責任を自覚し、関係者との連携を図りながら、未然防止および早期発見・早期対応を着実に実行していくものとする。